

し尿処理

住民課 ☎ 83-2182

□ し尿処理・汲取不可能世帯の補助金交付

下水道が未整備であり、し尿汲取不可能な地域に居住する世帯に対して、町がし尿処理に対し一部補助することで衛生的な維持管理をお願いしています。

●汲取り世帯

下水道供用開始から3年以内の一般汲取り世帯については毎月1回までは無料で汲取りを行っています。

ただし、月に2回目以降の汲み取りをする場合は36リットルにつき325円の有料となります。

- ・下水道共用開始から3年以内の地域
海沢（平成30年7月14日まで）
梅沢・丹三郎（平成31年5月31日まで）

上記以外の下水道が供用開始され3年経過した地域では有料となります。汲み取り手数料として36リットルにつき650円です。

●浄化槽世帯

生活排水・・・家庭でし尿と日常生活に伴って排出される排水で、水洗トイレ、台所、洗濯、風呂からの排水をいいます。

雑排水・・・し尿を除く、台所、洗濯風呂などの排水です。

単独処理浄化槽はし尿のみ処理で、合併処理浄化槽はし尿と雑排水を合わせて処理する浄化槽です。浄化槽は、微生物の生物活動を利用して汚水の水質浄化を図るものであり、浄化槽法により定期的な保守点検および清掃が義務付けられています。

単独および合併処理浄化槽は年4回（人槽により回数が違います。）の保守点検と、年1回の法定検査と清掃（汚泥の抜き取り）。専門知識を有する者の保守点検が必要です。

町では下水道供用開始地区における各世帯の下水道への接続を推進しています。

